

公園愛護会設立要綱

(目的)

第1条 公園が安全かつ楽しく利用できるように、小樽市と公園の地域住民とが協力して公園管理の適正を期し、併せて公共施設愛護の精神を高揚することを目的とする。

(公園愛護会)

第2条 公園愛護会（以下「愛護会」という。）は前条の目的を達成するため、小樽市の公園を対象として設立される会で、この要綱に適合するものをいう。

(愛護会の構成)

第3条 愛護会は公園の地域住民をもって構成するものとし、一公園につき一愛護会とする。

(愛護会の名称)

第4条 愛護会の名称は当該公園名を用いるものとする。

(愛護会の活動内容)

第5条 第1条の目的を達成するため、愛護会は次の活動を行うものとする。

- (1) 公共施設愛護思想の普及
- (2) 公園の清掃、除草
- (3) 公園施設の点検連絡
- (4) その他、目的達成のために必要な活動

(愛護会の活動期間)

第6条 活動期間は原則として4月1日から11月15日までの7.5ヶ月間とする。

(愛護会の設立の届)

第7条 愛護会を設立しようとするときは、公園愛護会設立届（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(受理の通知)

第8条 市長は前条の届書の内容を審査して適当と認めたときは、受理した旨

を通知するものとする。

(愛護会の役員)

第9条 愛護会の役員には会長、副会長、会計をおく。会長は会を統轄するものとする。

(愛護会提出書類)

第10条 会長は活動期間終了時に活動実績報告書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(報償金)

第11条 市長は愛護会に対し1公園につき基本額10,000円と公園面積1㎡当たり8円を乗じた額の合計額を交付する。

(報償金の交付時期)

第12条 報償金は活動実績報告書の実施状況を確認のうえ交付する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

(附則)

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

昭和60年4月26日一部改正。

平成29年4月 1日一部改正。